

有効期間10年（令和12年12月31日まで）

令和2年3月9日

各 部 長 ・ 参 事 官
各 所 属 長 様

警 察 本 部 長

〔 危 機 管 理 課
生 活 安 全 総 務 課
交 通 企 画 課 〕

広島県地域防災計画修正に伴う県警察の対応について（通達）

令和元年5月31日、国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」が変更され、広島県地域防災計画（以下「計画」という。）においても、必要な修正がなされた。

計画の修正要旨は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における、防災関係機関がとるべき対応等について追加されたものであるが、計画の修正に伴い、県警察のとるべき措置については、次のとおりとするので、誤りのないようにされたい。

なお、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表に伴う警備体制について（通達）（平成29年11月16日付け）は、本通達の発出をもって廃止する。

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の警備体制

(1) 体制の種別

ア 警察本部

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合は、気象庁による発生した現象及び評価結果の発表、国及び県の対応状況及び配備体制等を考慮し、警察本部に「自然災害警備実施要領の制定について」（平成23年12月28日付け通達。以下「実施要領」という。）で定める災害警備情報連絡室又は災害警備対策室を設置するものとする。

なお、県内で強い地震動が観測された場合は、実施要領に基づいた対応をとるものとする。

イ 警察署

警察本部に準じた体制を確立するものとする。

(2) 即応体制の保持

南海トラフ地震発生時における県警察の対応は、県内での活動のみならず、他府県への派遣が想定されるなど、県警察の総力を持って対応する必要があることから、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合は、当該情報が解除又は当該情報に「調査終了」が付記されて発表されるまでの間、各所属において即応体制を保持すること。

2 新たに計画に追加された警察がとるべき措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報の伝達

警察本部から南海トラフ地震臨時情報が発表された旨の伝達を受けた各警察署は、関係市町にその旨を直ちに伝達するものとする。

(2) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(3) 交通対策

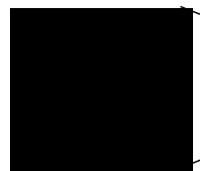
県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。

3 その他

計画の修正概要、新旧対照表及び南海トラフ地震臨時情報の概要（気象庁ホームページから抜粋）を添付する。

本件担当

危機管理課災害対策第一係	警電
生活安全総務課企画・指導係	警電
交通企画課企画係	警電



令和元年度第2回広島県地域防災計画の修正概要について

令和元年12月27日
危機管理監

1 要旨

令和元年5月の国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更において、南海トラフ地震の時間差発生に備えた対応等が盛り込まれたことから、広島県地域防災計画「南海トラフ地震防災対策推進計画」においても、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の防災関係機関がとるべき防災対応について、追加修正する。

2 修正概要（7項目）

修正項目及び概要
(1) 「南海トラフ地震臨時情報」の種類や定義 南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で異常な現象が観測された場合に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、発表される情報の種類や定義、とるべき措置の概要や期間などを明記する。
(2) 浸水開始時間分布図 住民に対して、地震発生後の速やかな避難を促すため、浸水の目安時間を示した浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合）を追加する。
(3) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、県の配備体制を追加する。
(4) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応 ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、県の配備体制を追加する。 イ 警戒する措置として、県及び市町は、1週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけるとともに、津波災害の不安がある住民に対しては、知人宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促す旨を追加する。 ウ 警戒する措置の経過後、注意する措置として、県及び市町は、1週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。 エ 防災関係機関は、警備対策の重点的な実施や施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。
(5) 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応 ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、県の配備体制を追加する。 イ 注意する措置として、県及び市町は、1週間程度、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。 ウ 防災関係機関は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。
(6) 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の情報伝達訓練 県及び市町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う旨を追加する。
(7) 時間差発生に備えた防災教育及び広報 県及び市町は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合にとるべき措置の内容を住民等に対して普及・啓発する旨を追加する。

令和元年度第2回広島県地域防災計画 新旧対照表

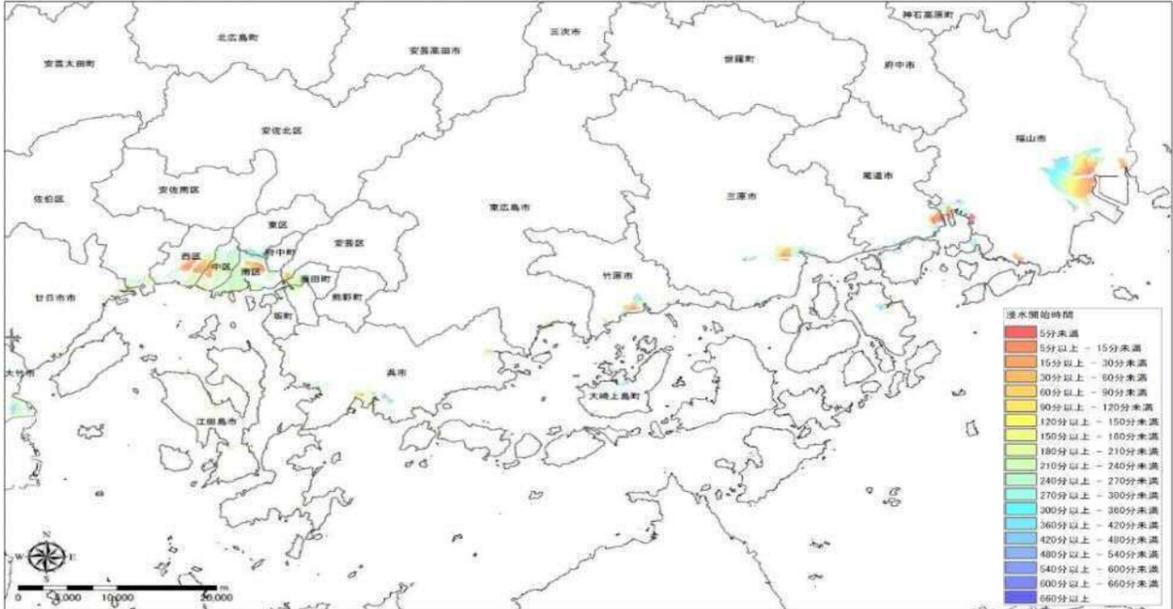
概要	ページ	内 容	策 定 箇 所			
			基本編	震災編 (地震)	震災編 (津波)	震災編 (南海トラフ)
㊦ 「南海トラフ地震臨時情報」の種類や定義	1～2	南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で異常な現象が観測された場合に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」について、発表される情報の種類や定義、とるべき措置の概要や期間などを明記する。				第3節
㊧ 浸水開始時間分布図	3	住民に対して、地震発生後の速やかな避難を促すため、浸水の目安時間を示した浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合）を追加する。				第4節
㊨ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応	4～11	気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、県の配備体制を追加する。	第3章 第2節	第3章 第2節	第3章 第2節	新設
㊩ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応	4～11	ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、県の配備体制を追加する。 イ 警戒する措置として、県及び市町は、1週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけるとともに、津波災害の不安がある住民に対しては、知人宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促す旨を追加する。 ウ 警戒する措置の経過後、注意する措置として、県及び市町は、1週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。 エ 防災関係機関は、警備対策の重点的な実施や施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。	第3章 第2節	第3章 第2節	第3章 第2節	新設
㊪ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応	4～11	ア 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、県の配備体制を追加する。 イ 注意する措置として、県及び市町は、1週間程度、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。 ウ 防災関係機関は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。	第3章 第2節	第3章 第2節	第3章 第2節	新設
㊫ 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の情報伝達訓練	12	県及び市町は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う旨を追加する。				第8節
㊬ 時間差発生に備えた防災教育及び広報	13～14	県及び市町は、「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合にとるべき措置の内容を住民等に対して普及・啓発する旨を追加する。				第9節

広島県地域防災計画（震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画）新旧対照表

修正前		修正後	
第3節	頁 4	修正内容 「南海トラフ地震臨時情報」の種類や定義	
第3節 基本方針		第3節 基本方針	
1～4 （略）		1～4 （略）	
5 時間差発生等への対応 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。 このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。		5 時間差発生等への対応 <u>(1) 南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約32時間の間隔を置いて発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。</u> このため、国、地方公共団体等は、先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物、急傾斜地等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。 <u>(2) 国、県及び市町等は、気象庁が次の情報を発表した場合においては、時間差を置いた複数の地震発生等に備えて、災害応急対策を実施する。</u> <u>ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）</u> <u>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> <u>(3) 南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。</u> <u>これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。</u> <u>(4) 世界の事例では、M8.0以上の地震発生後に隣接領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は十数回に1回程度とされており、また、M7.0以上の地震発生後に同じ領域で1週間以内にM8クラス以上の地震が発生する頻度は数百回に1回程度とされており、南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表後、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、気象庁から以下の情報が発表される。</u> <u>ア 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</u> <u>イ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価した場合、後発地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている旨を示す南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</u> <u>ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合、その旨を示す南海トラフ地震臨時情報（調査終了）</u> なお、世界の事例によれば、最初の地震発生直後ほど後発地震発生の可能性が相対的に高まり、その可能性は時間とともに減少する。地震の発生により後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合は、このことに留意する。	

- (5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性と社会的な受忍の限度を踏まえ、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、警戒する措置をとるものとする。
- (6) 後発地震に対して警戒する措置は、次に掲げる措置等とする。
- ア 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- イ 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- ウ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- この場合において、推進地域では明らかに被災するリスクが高い事項について回避する防災対応をとり、社会全体としては後発地震に備えつつ通常の社会活動をできるだけ維持することに留意するものとする。
- (7) 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間を経過した後は、後発地震に対して警戒する措置は原則解除するものとし、推進地域においてはさらに1週間（対象地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- 当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。
- (8) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域内の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。
- (9) 後発地震に対して注意する措置は、次に掲げる措置等とし、当該期間を経過した後は、原則解除するものとする。
- ア 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）
- イ 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検
- (10) 国、県及び市町等は、次の内容等を正確かつ迅速に防災関係機関等及び国民に伝達する。
- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容
- イ 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容
- (11) 国、県及び市町等は、人命救助・被災地への物資支援等に取り組むため、交通、物流等をはじめとする企業に対して、あらかじめ定めた計画に基づいて企業活動にあたるよう周知する。
- (12) 国、県及び市町等は、後発地震に対する警戒する措置及び注意する措置の実施に当たり、相互に情報共有を図るとともに、密接な連携をとりながら、実態に即応した効果的な措置を講ずることに努める。
- (13) 県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害対策本部等を設置する等必要な体制を確保するものとする。

広島県地域防災計画（震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画）新旧対照表

修正前		修正後
第4節	頁 14	修正内容 浸水開始時間分布図
<p>第4節 南海トラフ地震の概要</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 想定結果 東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。 (1)～(4) (略) (5) 想定結果</p> <p style="text-align: center;">想定地震位置図（南海トラフ巨大地震） (略)</p> <p style="text-align: center;">震度分布（南海トラフ巨大地震） (略)</p> <p style="text-align: center;">津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合） (略)</p> <p style="text-align: center;">南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等 (略)</p>		<p>第4節 南海トラフ地震の概要</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 想定結果 東日本大震災（平成23年3月）を踏まえた、最新の科学的知見に基づき、広島県地震被害想定の見直しを行った。 (1)～(4) (略) (5) 想定結果</p> <p style="text-align: center;">想定地震位置図（南海トラフ巨大地震） (略)</p> <p style="text-align: center;">震度分布（南海トラフ巨大地震） (略)</p> <p style="text-align: center;">津波による最大水深分布図（構造物が機能しない場合） (略)</p> <p style="text-align: center;">浸水開始時間分布図（構造物が機能しない場合（30cm））</p>  <p style="text-align: center;">南海トラフ巨大地震による市町ごとの最高津波水位等 (略)</p>

広島県地域防災計画（基本編）新旧対照表

修正前		修正後	
第3章 第2節 第1項	頁 47	修正内容 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応	
第1項 組織、動員計画 1～2 （略） 3 災害対策本部 県は、総合的な対策を講じるため、特に知事が必要と認めるときに基本法第23条の規定に基づく広島県災害対策本部を設置する。 (1) 設置の基準 基本法第23条の規定に基づく広島県災害対策本部の、設置に係る基準は次のとおりである。		第1項 組織、動員計画 1～2 （略） 3 災害対策本部 県は、総合的な対策を講じるため、特に知事が必要と認めるときに基本法第23条の規定に基づく広島県災害対策本部を設置する。 (1) 設置の基準 基本法第23条の規定に基づく広島県災害対策本部の、設置に係る基準は次のとおりである。	
災害の種類	判断方法	判断基準	判断基準
風水害	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内の市町に、『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき ② 県内の市町に「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ③ 本県の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測される時 ④ 甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき ⑤ 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内の市町に、『土砂災害警戒情報』又は『氾濫危険情報』が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき ② 県内の市町に「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ③ 本県の全部又は一部が台風の暴風圏内に入ることが確実と予測される時 ④ 甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき ⑤ 災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき
地震・津波	自動設置	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内で震度6弱以上を観測したとき ② 気象庁が「広島県」に「大津波警報」を発表したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内で震度6弱以上を観測したとき ② 気象庁が「広島県」に「大津波警報」を発表したとき
	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めるとき	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 ② 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき ③ 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき ④ 気象庁が「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 	<ul style="list-style-type: none"> ① 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 ② 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき ③ 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき ④ 気象庁が「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時
林野火災	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
その他	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めるとき	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めるとき	突発的な事故等による災害が発生し、その被害が相当大規模に及ぶおそれがあり、かつ、これに対する総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めるとき

広島県地域防災計画（震災対策編・地震災害対策計画）新旧対照表

修正前		修正後	
第3章 第2節 第1項	頁 119	修正内容 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応	
第1項 配備動員計画 1 (略) 2 県の配備動員体制 (1) 配備体制 ア 体制の概要 県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。 また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。		第1項 配備動員計画 1 (略) 2 県の配備動員体制 (1) 配備体制 ア 体制の概要 県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。 また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。	
区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき (注) b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測される時 c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測される時 (注) b, c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
(注) 震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。		(注) 震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。	

広島県地域防災計画（震災対策編・津波災害対策計画）新旧対照表

修正前		修正後																									
第3章 第2節 第1項	頁 125	修正内容 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応																									
第1項 配備動員計画 1 (略) 2 県の配備動員体制 (1) 配備体制 ア 体制の概要 県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。 また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。		第1項 配備動員計画 1 (略) 2 県の配備動員体制 (1) 配備体制 ア 体制の概要 県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。 また、夜間及び休日の時間外における情報の収集・連絡体制を整備し、災害・危機事案の発生に際して、迅速に対処する。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>体制移行時期</th> <th>体制の概要及び業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td> 【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき </td> <td>状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td> 【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき （注）b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき </td> <td>事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td> 【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき （注）b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき </td> <td>災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容	注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動	警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき （注）b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策	非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき （注）b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>体制移行時期</th> <th>体制の概要及び業務内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注意体制</td> <td> 【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき </td> <td>状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動</td> </tr> <tr> <td>警戒体制</td> <td> 【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき （注）b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき </td> <td>事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策</td> </tr> <tr> <td>非常体制</td> <td> 【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき （注）b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき </td> <td>災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施</td> </tr> </tbody> </table>	区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容	注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動	警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき （注）b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策	非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき （注）b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施
区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容																									
注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動																									
警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき （注）b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策																									
非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震に関連する情報（臨時）が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき （注）b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施																									
区分	体制移行時期	体制の概要及び業務内容																									
注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動																									
警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき （注）b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策																									
非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき （注）b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施																									
(注) 震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。		(注) 震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。																									

広島県地域防災計画（震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画）新旧対照表

修正前		修正後
第8節	頁 40 ～ 41	<p>修正内容</p> <p>「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応</p> <p>第8節 時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する計画</p> <p>1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p>南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報は、次の経路により関係機関に通知する。 その他情報の収集及び伝達に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第2項「地震及び津波に関する情報等の伝達に関する計画」による。</p>

- (注) 1 広島地方気象台からの伝達経路のうち、実線は防災情報提供システム専用線、点線は、専用線以外の副次的な伝達経路である。(副次的な伝達経路とは、インターネット回線を利用した防災情報提供システムをいう。)
- 2 太線は、「気象業務法に規定される伝達経路」である。
- 3 ※は、津波警報等(同解除を含む。)のみオンラインによる伝達である。
- 4 日本放送協会広島拠点放送局は、津波警報が発表された時に「緊急警報信号」を発信する。
- 5 民間報道機関は、(株)中国放送・広島テレビ放送(株)・(株)広島ホームテレビ・(株)テレビ新広島・広島エフエム放送(株)・(株)中国新聞社である。
- 6 「N T T 西日本又は東日本」とは、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社を意味する。

(2) 県の配備体制

県の配備体制は、注意体制とし、主として情報収集及び連絡活動を実施する。その他動員体制等に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第1項「配備動員計画」による。

2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の伝達等

前記1(1)による。

(2) 県の配備体制

県の配備体制は、注意体制、警戒体制、非常体制の3種類とし、県内に地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急対策を迅速かつ的確に実施する。その他動員体制等に関しては、震災対策編・津波災害対策計画第3章第2節第1項「配備動員計画」による。

区 分	体 制 移 行 時 期	体制の概要及び業務内容
注意体制	【地震】 a 県内で震度4を観測したとき b 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 c 気象庁が、「広島県」に「津波注意報」を発表したとき	状況により、速やかに高度の配備体制に移行できる体制。主として情報収集及び連絡活動
警戒体制	【地震】 a 県内で震度5弱又は震度5強を観測したとき b 県内で震度4を観測し、かつ相当規模の被害が発生したとき c 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 d 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表したとき (注) b及びcは、広島県危機管理監が必要と認めたとき	事態の推移に伴い直ちに非常体制に移行できる体制。主として情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策
非常体制	【地震】 a 県内で震度6弱以上を観測したとき b 県内で震度5強を観測し、かつ甚大な被害が発生したと予測されるとき c 県内で震度5弱を観測し、かつ甚大な被害が発生したとき d 南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき 【津波】 e 気象庁が、「広島県」に「大津波警報」を発表したとき f 気象庁が、「広島県」に「津波警報」を発表し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき (注) b、c及びdは、総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認めたとき	災害対策本部・支部を設置した体制。全庁的に、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施

(注) 震度は、原則として、広島地方気象台が発表した値とする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その周知方法等は震災対策編・津波災害対策計画第3章第8節第2項「広報・被災者相談計画」による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等
県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の
諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとし、その収集
体制等は震災対策編・津波災害対策計画第3章第3節第1項「災害情報計画」による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、
後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、ま
たはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて
相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。ま
た、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民等に
対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

また、大規模地震発生時には、堤防の崩壊や地盤の沈下等により、津波到達前に浸水が開始することも
想定されることから、地震発生後の避難では避難が完了できない恐れがあるため、津波災害の不安がある
住民に対し、知人宅や親類宅等への自主的な避難など個々の状況に応じた防災対応の実施を促すこととす
る。

(7) 消防機関等の活動

市町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団
が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、津波警報等の情報
の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

県は、市町の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう措置をとるものとする。

(8) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防
止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(9) 水道、電気、ガス、通信、放送、金融関係

計画主体である各事業者は、南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置等について、推進計画に明示する
ものとする。

(10) 交通対策

ア 道路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動
の要領について、地域住民等に周知するものとする。

(イ) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の
交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

イ 海上及び航空

(ア) 第六管区海上保安本部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に
留意し、必要な措置を実施するものとする。

(イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性
に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(ウ) 空港管理者は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な
措置を実施するものとする。

ウ 鉄道

(ア) 鉄道・軌道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留
意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

(11) 県が管理又は運営する施設関係

ア 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制は概ね次のとおりである。

(ア) 各施設に共通する事項

- a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- b 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- d 出火防止措置
- e 水、食料等の備蓄
- f 消防用設備の点検、整備
- g 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
 - b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
 - c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
 - d 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
 - e 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
- なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

(ア) 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、ア（ア）に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対して、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(イ) 県は、市町の避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(ウ) 県は、市町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとする。

ウ 工事中の建築等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波やがけ崩れに対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達経路

前記1（1）による。

(2) 県の配備体制

前記2（2）による。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

前記2（3）による。

(4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の災害応急対策に関する情報の収集・伝達等
前記2（4）による。

(5) 災害応急対策をとるべき期間等

県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの

期間，後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(6) 地域住民等に対する呼びかけ等

県及び市町は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において，地域住民等に対し，日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(7) 防災関係機関のとりべき措置

防災関係機関は，南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において，施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

広島県地域防災計画（震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画）新旧対照表

修正前		修正後
第8節	頁 40	修正内容 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の情報伝達訓練
<p>第8節 防災訓練に関する計画</p> <p>1 防災訓練 (ア)～(エ) (略) (オ) 県, 市町等は, 津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。</p>		<p>第9節 防災訓練に関する計画</p> <p>1 防災訓練 (ア)～(エ) (略) (オ) 県, 市町等は, 津波警報又は<u>南海トラフ地震臨時情報(調査中)</u>, <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)</u>, <u>南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)</u>等が発表された場合の情報伝達に係る訓練を行う。</p>

広島県地域防災計画（震災対策編・南海トラフ地震防災対策推進計画）新旧対照表

修正前		修正後
第9節	頁 42 ～ 44	修正内容 時間差発生に備えた防災教育及び広報
<p>第9節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>県は、市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p> <p>1 県職員に対する教育 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p><u>(1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(2) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u></p> <p><u>(5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p> <p>2 住民等に対する教育・広報 県及び市町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、南海トラフ地震発生時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。</p> <p>また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>(ア) 啓発内容</p> <p><u>a 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果</u> <u>b 地震・津波に対する地域住民への周知</u> <u>c 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など</u> <u>d 地震・津波に対する一般知識</u> <u>e 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備</u> <u>f 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止</u> <u>g 災害情報の正確な入手方法</u></p>		<p>第10節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画</p> <p>県は、市町、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。</p> <p>1 県職員に対する教育 災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <p><u>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> <u>(3) 地震及び津波に関する一般的な知識</u> <u>(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識</u> <u>(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割</u> <u>(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識</u> <u>(7) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題</u></p> <p>2 住民等に対する教育・広報 県及び市町は、防災関係機関や企業、大学等と連携して、<u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に県民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、広島県地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、地震についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化などの防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。</u></p> <p>また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、自主防災組織など地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。</p> <p>(ア) 啓発内容</p> <p><u>a 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> <u>b 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動・津波及び被害と防災・減災対策による被害軽減効果</u> <u>c 地震・津波に対する地域住民への周知</u> <u>d 様々な条件下で地震・津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得など</u> <u>e 地震・津波に対する一般知識</u> <u>f 非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備</u> <u>g 建築物等の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止</u> <u>h 災害情報の正確な入手方法</u></p>

- h 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- i 出火の防止及び初期消火の心得
- j ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- k 自動車運転時の心得
- l 救助・救援に関する事項
- m 安否情報の確認に関する事項
- n 津波浸水想定図
- o 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- p 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- q 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- r 高齢者、障害者などへの配慮
- s 避難行動要支援者に対する避難支援
- t 各防災関係機関が行う地震災害対策
- u その他必要な事項

- i 災害時の家族内の連絡体制の事前確保
- j 出火の防止及び初期消火の心得
- k ビル街、百貨店、地下街等外出時における地震発生時の対処方法
- l 自動車運転時の心得
- m 救助・救援に関する事項
- n 安否情報の確認に関する事項
- o 津波浸水想定図
- p 津波避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- q 避難場所等への避難が困難な場合における建物の上階への垂直移動の考え方
- r 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- s 高齢者、障害者などへの配慮
- t 避難行動要支援者に対する避難支援
- u 各防災関係機関が行う地震災害対策
- v その他必要な事項

「南海トラフ地震臨時情報」

の提供を開始しました

気象庁では、南海トラフ沿いの大規模地震の発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を公表します。

情報の種類と発表条件

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいよう キーワードを付して情報発表 します	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等
	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)	

これらの情報は、気象庁ホームページからご覧いただけます。また、臨時の情報を発表した際は、テレビ・ラジオ等で放送され、気象庁ツイッター公式アカウントからもお知らせします。

※ 異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することもあります。

※ 地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあります。

※ 南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしく

情報が発表されたら、自治体の呼びかけに従い、巨大地震の発生に備えて以下のような防災対応をとってください

日頃からの地震への備えの再確認の例

- ・避難場所・避難経路の確認
 - ・家族との安否確認手段の確認
 - ・家具の固定の確認
 - ・非常持出品の確認
- など

できるだけ安全な防災行動の例

- ・高いところに物を置かない
- ・屋内のできるだけ安全な場所で生活
- ・すぐに避難できる準備(非常持出品等)
- ・危険なところに行きたくない など

「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」の概要(内閣府)

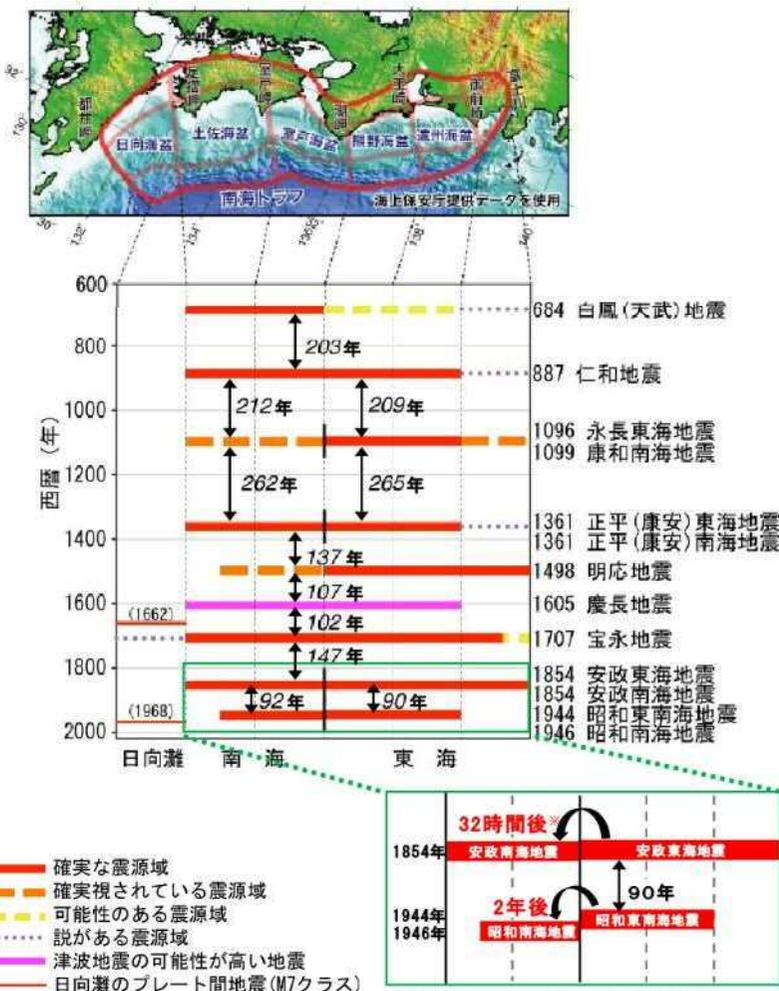
※ お住まいの地域によっては、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された際は避難が必要な場合があります。情報発表時に自治体からの呼びかけに従った防災対応をとってください。

南海トラフ地震とは

○南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域として概ね100~150年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震です。

○過去の事例では、南海トラフの東側で大規模地震が発生した後、約32時間後や約2年後に西側でも大規模地震が発生した事例が知られています。

○昭和東南海地震及び昭和南海地震が起きてから70年以上が経過しており、南海トラフにおける次の大規模地震発生の可能性が高まっています。



※最近の調査では、30時間後との結果も報告されている。

南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について(報告)(中央防災会議)より

気象庁ホームページ

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/nteq/index.html>